「北本市空き家等改修補助金」判定フロー

スタート

市内にある一戸建て住宅又は併用住宅ですか？

NO

YES

交付申請時点において一年以上、空き家ですか？

NO

YES

不動産登記されている、昭和56年6月1日以降の建築確認で建築された（それ以前の場合は、地震対策をしたと認められる、または今回の改修で地震対策をする予定がある）建物ですか？

NO

YES

市税の滞納をしてはいませんか？

NO

YES

次のいずれかに該当する人
①購入又は相続等により所有し、自ら居住する者
②所有者以外の者で、自ら居住する者
③空き家を高齢者等の憩いの場、子供食堂等地域住人の交流拠点の用に供するための施設に改修し、地域住民に提供する人

※①と②に該当する人は、交付申請の1年前から工事完了の1か月後までの間に住民票を異動している必要があります。
※いずれも三年以上の居住・提供が条件となります。

NO

YES

原則、補助対象となります。

補助対象外です。

★その他の詳細、申請書及び添付書類等については、
北本市建築開発課　営繕・住宅担当
（TEL048-594-5574）までお問い合わせください。